

フソバッドグループ 健康保険組合の 「被扶養者認定の基準」

平成23年7月20日

当健康保険組合では被保険者が扶養されているご家族を被扶養者として認定する際、健康保険法等に定められた一定の基準に則り、総合的かつ厳正に認定作業を実施し、認定されたご家族に保険証（健康保険被保険者証 被扶養者）を発行致しております。つきましてはその基準につきまして、概要をご説明させていただきますのでご周知の程、宜しく願い申し上げます。

被扶養者とは

被保険者の収入によって生活している家族は「被扶養者」として健康保険の給付を受けることができます。但し、家族なら誰でも健康保険の被扶養者として認定されるというのではなく、法律等で定められている、以下の様な一定の条件を満たすことが必要となっております。健康保険制度における扶養家族は、会社の扶養手当基準や税法上の扶養家族とは基準が異なりますのでご注意願います。

被扶養者認定資格の確認の目的

健康保険組合はその組合に加入している被保険者、及び事業主からの貴重な保険料で運営されております。健康保険の被扶養者に該当する方で16歳以上60歳未満の方は一般的には就労可能な年齢にあり、被保険者の経済的支援がなくても自立して生活できる場合が多くあります。厚生労働省の行政指導もあり、74歳未満で「被扶養者になる、若しくは継続する」為には、対象者となるご家族が①就労出来ない状態にあること②被保険者が生活費のほとんどを援助しなくてはならない状態にあること③その他の基準もクリアしていることが前提にある為、その事を確認する為、必要書類の提出、或いは証明をもって認定作業を定期的を実施致しております。

I、＜健康保険法の定める被扶養者認定条件＞

- 1、その対象者は健康保険法に定める被扶養者の範囲（3親等内の親族）であること。
- 2、後期高齢者（75歳以上）に該当していないこと。
- 3、被保険者がその対象者を扶養せざるを得ない理由があること。
- 4、被保険者がその対象者の生活費を主として負担し、扶養している事実があること。
- 5、被保険者に継続的にその対象者を養う経済的扶養能力があること。
- 6、その対象者の年収は被保険者の年収の2分の1未満であること。
- 7、その対象者の年間の総収入が130万円未満（月額では108,334円未満）、60歳以上又は59歳以下の障害年金受給者は年間180万円未満であること。

※当健康保険組合における収入とは税法上の基準と異なり、交通費等を含む総収入で判断させていただきます。提出して頂いた直近の給与明細や前年の源泉徴収票等を参考に、認定対象者の収入や勤務状況を確認させて頂き、資格認定時、若しくは検認時における総収入が月平均108,334円（年間 130万円）を超えない場合に被扶養者として認定いたします。昨年の収入はあくまでも参考であり、現在&今後の収入(予測)が認定の基準となります。

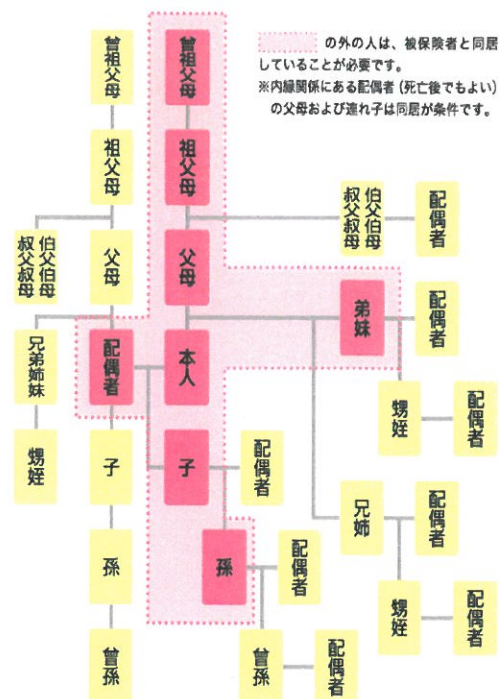
Ⅱ、＜被扶養者の範囲＞

・被保険者と同居していなくても被扶養者になれる人

- 1、配偶者（内縁含む）
- 2、子（養子含む） 孫 弟妹
- 3、父母（養父母含む） 祖父母 曾祖父母 等の直系尊属

・被保険者と同居していないと被扶養者になれない人

- 1、上記以外の3親等内の親族（義父母、兄姉等）
- 2、内縁の配偶者の子及び父母
- 3、連れ子



Ⅲ、＜被扶養者の収入の範囲＞

- 1、給与収入
- 2、各種年金収入（厚生年金、国民年金、共済年金、労災年金、企業年金、恩給等）
- 3、事業収入（自家営業所得、保険外交等自由業に基く所得等）
- 4、不動産収入（土地・家屋・駐車場等の賃貸収入）
- 5、利子収入
- 6、投資収入
- 7、健康保険の傷病手当金
- 8、雇用保険の失業等給付
- 9、その他

以上のように被扶養者資格を有するためには様々な基準が定められており、その基準を常に満たしているかの確認を行う為、健保組合には定期調査を実施する事が義務付けられています。その為、当健保組合では年に一度、被扶養者様に関する調査と以下の様な書類の提出をお願いする場合がございますので、その節は何卒、宜しくお願い申し上げます。

（定期調査時に提出を頂く書類）

- 1、高校生、高専生、大学生、専門学校生等の方は、その学校の「在学証明書」を。
※学生証のコピーは不可と致します。（中学生以下は調査対象外）
- 2、16歳以上で、現在は無職で収入の無い方（過去に就労していたかは問いません）はお住まいの市区町村の窓口で「所得証明書」又は「課税（非課税）証明書」を。
- 3、16歳以上で、現在、多少にかかわらず就労による収入のある方は、直近3ヶ月の給与証明、或いは給与明細（コピー可）と事業主からの前年の源泉徴収票を。（学生であっても収入のある方は対象となります。）
- 4、各種の年金の受給を受けている方はその「証書」のコピーを。
- 5、事業収入や不動産収入がある方は「確定申告書」のコピーを。
- 6、当組合が検認に必要と判断した場合、追加書類の提出をお願いする事があります。